

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	物価高騰対策小規模事業者等支援事業事務員 物価高騰対策小規模事業者等支援事業の実施にあたって、申請書類の確認等を行う人員を確保する目的で設置する職であり、書類確認・入力その他給付事業に関連する事務のほか、電話・来客対応も担います。
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：１人
申 込 受 付 期 間	令和７年２月　　７日（金）午前９時から 令和７年２月１４日（金）午後４時まで ※人員が充足次第、受付を終了します。
業 務 内 容	物価高騰対策小規模事業者等支援事業に係る申請受付、申請書記載内容の確認、入力、その他関連する事務全般
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 - 令和７年４月１日から令和７年６月３０日までの間において、日々雇用登録可能である人 - 商工観光課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（１日あたり７時間４５分まで）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	- 提出書類 <u>履歴書（申込書）</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前６か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦４ｃｍ横３ｃｍ）を所定の位置に貼ってください。 - 提出方法・期限 - 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 - 郵送 提出書類を角形２号封筒（２４．０ｃｍ×３３．２ｃｍ）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験　約１０分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。

審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	令和 7 年 2 月 2 5 日までに、受験者全員に合否の結果を文書又は電話連絡により通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和 7 年 6 月 3 0 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任 用	物価高騰対策小規模事業者支援事業遂行のため必要とする都度、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、商工観光課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	登 録 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所 商工観光課（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
	勤 務 時 間	1 日につき 7 時間 4 5 分まで、商工観光課から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給 料 ・ 報 酬	（行政職給料表 1－1 1 号給） <u>時間額 1, 1 8 9 円</u> ※ 1 日につき 7 時間 4 5 分勤務した場合は日額 9, 2 1 4 円
	手 当 制 度	通勤手当相当費用弁償ほか
	福 利 厚 生	災害補償
	服 務	地方公務員法第 3 0 条から第 3 7 条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 2 8 条（分限）及び第 2 9 条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係（市役所本館 4 階） TEL 0824-62-6171 FAX 0824-64-0172 受付時間：月～金曜日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。